



保険証・資格確認書の使用期限は退職日までです。



保険証・資格確認書はご自身で破棄せず、会社へご返却ください。

使用可能

使用不可



注

退職により、本人（被保険者）だけでなく、家族（被扶養者）の方も

退職日の翌日に健康保険の資格を失います。

保険証・資格確認書は使えません。

在職中
(健康保険加入)

退職日

退職後
(資格喪失後)

ご注意ください！



資格喪失した後も、保険証・資格確認書を返却せずに医療機関で使用した場合は「無資格診療」となり、

ご自身でTJKに全額返還する ことになります。

保険証・資格確認書は必ず会社へ返却してください。



■退職前の3か月間に病院にかかった方へのご案内

●退職前の3か月間に高額な医療費がかかったときの給付金【**高額療養費・付加金**】は、ご自身でTJKへ申請が必要です。

例) 3月31日退職の方の場合

12月受診

受診の3ヵ月後(3/10)に会社へ自動で支払いがされます(申請不要)

※病院の手続きの都合等で遅れが発生した場合、会社への支払い(自動払い)がされません。ご自身による申請が必要です。

1月・2月・3月受診
(退職前3か月)

自動払いができませんので、
TJKへ申請してください

【申請書類】 「本人 高額療養費・一部負担還元金 家族 高額療養費・家族療養費付加金 支給申請書」

入院などがあった方は申請をお忘れなく！



詳細はこちら➡

TJKホームページ内
高額療養費・付加金の
ご案内ページが表示されます。



■資格喪失後(退職後)の健康保険の手続き

退職する

次の勤務先は…

決まっている→①へ

決まっていない→②へ



① 勤務先で健康保険加入

退職日から入社日まで1日でも期間が空く場合は、下記A～Cのいずれかの手続きが必要です。

② 右記A・B・Cいずれかの手続きが必要です

A 国民健康保険に加入する

お住まいの市区町村にて手続きをしてください。
詳細は役所窓口へお問い合わせください。

B ご家族の扶養に入る

ご家族の勤務先、または加入されている健康保険組合へ認定基準を確認し、手続きをしてください。

C 任意継続をする

退職日までに
2ヶ月以上の
継続加入のある方

「東京都情報サービス産業健康保険組合(TJK)」へ
退職日翌日から20日以内に
手続きをしてください。

A～Cの特徴



A 国民健康保険

- ・1人ひとりに保険料が課せられます。
- ・退職後に収入が低下しても、基本的に**前年の所得**を基に計算されるため、**保険料が高くなる**ことがあります。※1
- ・ただし、**解雇、雇い止め等**で退職された方は、**保険料が軽減される**ことがあります。

B 家族の扶養に入る

- ・被扶養者は**原則、保険料が徴収されません**。
- ・加入した健康保険組合のサービス(健診、給付金、保養所など)が受けられます。
- ・**加入要件、提出書類の確認**が必要です(健康保険組合により、手続きが異なります)。

C 任意継続被保険者(TJK)

- ・保険料は**在職時に負担していた金額の概ね2倍**になります(上限等級:410千円、36,490円/月※2)
- ・**TJKのサービス**(健診、給付金※3、保養所など)を**引き続き利用できます**。

任意継続を希望する

- ※1 保険料の詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- ※2 介護保険料を除いた金額です。
- ※3 給付金の支給には条件がございます。



任意継続のお手続き方法

①TJKホームページから申請書を印刷

②TJKへ申請書を送付

退職の**翌日**から
20日以内!

③送られてきた納付書で保険料を納付

- ・申請書の印刷
 - ・任意継続の説明動画
 - ・保険料計算ページ
- は**コチラ!**

